

資料提供
滋賀労働局発表
平成27年6月30日

	滋賀労働局総務部総務課
担当	課長 今井 修司 課長補佐 赤堀 和彦 電話：077-522-6647

滋賀労働局職員が「ゆう活」に取り組みます

滋賀労働局（局長 辻 知之）では、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごす「夏的生活スタイル変革」（ゆう活）に取り組むこととしました。希望する職員が、勤務時間を1時間早める勤務（朝型勤務）と早期退庁を実施します。

《実施概要》

1. 実施時期
 - ・平成27年7月1日（水）～8月31日（月） 2か月間
2. 実施対象職員
 - ・滋賀労働局及び大津、彦根、東近江の労働基準監督署の職員等（育児や介護等の特別な事情がある職員は対象から除きます。）
3. 実施方法
 - ・希望する職員が、通常の勤務時間開始時刻の午前8時30分を1時間早め、勤務時間を午前7時30分から午後4時15分までとする朝型勤務を行い、退庁後の時間の有効活用を図ります。
 - ※県民の皆様のご利便性を損なわないよう、労働局及び労働基準監督署の開庁時間は変更しません。

※実施の趣旨・目的 ～ゆう活とは～

ゆう活とは、昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむなど、働き方を含めた生活スタイルを変革しようとするものであり、政府を上げて展開する国民運動です。

具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で実施いただくものです。

滋賀労働局はこの取組を企業等に働きかけており、労働局職員が率先して取り組むこととしたものです。



参考：滋賀労働局ホームページ

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働基準・労働契約関係 > 滋賀労働局働き方改革

http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/_119416.html